

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	労災援護金等経費		<b>担当部局庁</b>	労働基準局労災補償部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成16年度		<b>担当課室</b>	補償課		若生 正之		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定		<b>政策・施策名</b>	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰・援護等を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		<b>関係する計画、通知等</b>	労災援護金支給要綱				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期(昭和35年3月31日以前)に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図る。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	昭和35年3月31日以前に、労災保険法の規定による打切補償を受けた者であること等の支給要件を満たす者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	18	16	10	12	13	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	18	16	10	12	13	
		執行額	7.4	12	12			
	執行率(%)	41.1%	75.0%	120.0%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果目標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。		成果実績		—	100%	100%	80%
			達成度	%	—	125%	125%	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。		活動実績 (当初見込み)	件	44 ( — )	56 ( — )	47 ( — )	— (56)
			算出根拠	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )							
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	労災援護給付金・介護支給費	12	13	支給見込みの増による増				
	計	12	13					

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図るための制度であり、国費の投入による安定的な運営が必要な事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である(労働者災害補償保険法第29条第1項)。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は被災労働者の援護を図るものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、被災労働者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	支給対象者に対する労災療養看護金、介護支給費の支給のみである。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、24年度は被災労働者のニーズに応じ、当初見込みを上回る執行実績となったが、適切な事業が実施されている。今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に予算要求を行うとともに、適切な事業を実施することとする。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	打ち切り補償費の支給を受けたため、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者を援護するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	660-22	平成23年	0998	平成24年	0840

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省  
12百万円(平成24年度執行額)

〔 制度設計及び運用 〕



A. 都道府県労働局  
12百万円

〔 労災援護金の申請に係る審査、支払 〕



B. 被災労働者  
12百万円

〔 労災援護金の請求 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.佐賀労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用	6.91			
計		7	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災援護給付金	労災援護金支給費	12			
計		12	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	佐賀労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	6.91		
2	宮城労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	2.94		
3	長崎労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	1.01		
4	福岡労働局	労災援護金の申請に係る審査、支払	0.76		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	労災援護金の請求	12		